

諮問日：令和 6 年 7 月 2 9 日（令和 6 年度（情）諮問第 1 7 号）

答申日：令和 7 年 3 月 5 日（令和 6 年度（情）答申第 3 4 号）

件 名：福島家庭裁判所における特定期間の職員の懲戒処分及び監督上の措置の概要が記載された文書の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第 1 委員会結論

令和 3 年 1 月から現在までの福島地裁、家裁、簡裁全ての裁判官を含めた全ての職員対象の懲戒処分及び監督上の措置（訓戒や注意など）の概要が分かる書類（文書）の開示の申出に対し、福島家庭裁判所長が、「注意要旨」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書と特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第 2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第 2 に定める開示の申出に対し、福島家庭裁判所長が令和 6 年 6 月 1 8 日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第 1 1 の 1 に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第 1 1 の 3 に定める諮問がされたものである。

第 3 苦情申出人の主張の要旨

裁判長の氏名以外、全て黒塗りの判断は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）1 条に記載された「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うされ」ているとは言えない。不開示の理由について、なぜ、人事上の措置の程度等の情報が開示されることで今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が出るのか理解できない。また、本件対象文書中には、個人識別情報と人事上の措置の程度等の情報以外の情報も含まれているはずで、全て黒塗りは明らかにおかしい。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書中の不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、被処分者の氏名や人事上の措置に係る情報等が記載されており、これらの情報は、一体として法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

また、本件不開示部分に記載されている情報は、公表されておらず、懲戒処分
の公表指針に従って公にすることが予定されている情報にも当たらないため、
同号ただし書イに相当せず、福島家庭裁判所において不開示としたものである。
なお、人事上の措置を受けることは、当該被処分者に分任された職務遂行の内
容に係る情報とはいえないから、同号ただし書ハには相当せず、同号ただし書
ロに相当する事情も認められない。

さらに、本件不開示部分の情報は、その内容に照らし、取扱要綱記第3の2
による部分開示も相当ではない。

- 2 さらに、本件不開示部分に記載されている情報は、公にすると、人事上の措
置に係る運用や取扱いが明らかになり、人事管理に係る事務について好ましく
ない影響が生じるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあ
るから、法5条6号ニに定める不開示情報にも相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年7月29日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年12月13日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 令和7年2月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分には、被処分者の氏名等及
び事案の概要を含む注意の内容等が記載されていることが認められる。このよ
うな記載内容に照らせば、本件不開示部分に記載された情報は、法5条1号に

規定する個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに掲げる情報に相当する事情は認められない。また、本件不開示部分の情報は、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いても、その内容に照らすと、公にすることにより個人の権利利益が害されるおそれがあることから、取扱要綱記第3の2に定める部分開示をすることも相当でない。

- 2 さらに、本件不開示部分に記載されている情報について、最高裁判所事務総長は、公にすると、人事上の措置に係る運用や取扱いが明らかになり、人事管理に係る事務について好ましくない影響が生じるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある旨説明するが、本件不開示部分の記載内容に照らすと上記説明が不合理であるとはいえない。

したがって、本件不開示部分に記載された情報は、法5条6号ニに規定する不開示情報にも相当する。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕